

▶ 児童手当 ◀

“所得制限の引き上げにより
新たに対象となる場合が
あります。”

児童手当の支給対象年齢は、今年4月から小学校6年生までに拡大され、所得制限も引き上げられました。

新たに対象となる児童を養育していて、まだ申請していないかたは9月中旬に申請してください。4月(または支給要件に該当した月)にさかのぼって支給となります。

なお、10月以降の申請については申請月の翌月からの支給となります。

問合せ 住民福祉課福祉係
☎62-1230 内線105



日本司法支援センターさいたま地方事務所では、10月から『無料相談窓口(コールセンター)』を開設します。

「誰と相談すれば良いのかわからない」

「どの相談窓口が自分にぴったりかわからない」

「専門家に相談したいけど、お金がない」

日常生活の中で、こんな悩みを抱えているときは、ぜひご相談ください。法的トラブル解決の総合的な案内役を務めます。

☎ コールセンター	0570-078374	業務時間	平日	午前9時～午後9時
			土曜日	午前9時～午後5時

▶ 児童扶養手当 ◀

父母の離婚、父の死亡などによって父と生計が異なる子どもや、父に一定の障害がある子どもを育てているかた(母親または養育者)に支給される手当です。

資格のあるかたは、所得にかかわらず申請できますが、申請するかたやその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

手当は、申請を受け付けた翌月分から、子どもが18歳になった年度の3月分まで支給され、年3回(4月・8月・12月)に4か月分ずつ支払われます。

なお、申請者が公的年金を受ける場合および対象児童が公的年金の加算の対象となる場合はこの手当は受けられません。

手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	9,850円～41,710円
2人	46,720円	14,850円～46,710円
3人以上	1人につき3,000円加算	

▶ 特別児童扶養手当 ◀

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てているかたに支給される手当です。

資格のあるかたは、所得にかかわらず申請できますが、申請するかたやその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給が停止されることがあります。

手当は、申請を受け付けた翌月分から、年3回(4月・8月・11月)に4か月分ずつ支払われます。

なお、子どもが障害による公的年金を受けている場合、および子どもが児童福祉施設に入所しているときは、この手当は受けられません。

手当の金額

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円

問合せ 住民福祉課福祉係 ☎62-1230 内線105

臭気指数規制

事業者等説明会

県では、平成18年10月からの悪臭防止法における臭気指数規制の導入にあたり、事業者の皆さんを対象とした説明会を開催します。

川越会場

期日 9月13日(水)
時間 午後1時～4時30分
場所 川越福祉センター
定員 180人

浦和会場

期日 9月14日(木)
時間 午後1時～4時30分
場所 さいたま共済会館
定員 300人

熊谷会場

期日 9月28日(木)
時間 午後1時～4時30分
場所 熊谷地方庁舎
定員 120人

内容

- ・埼玉県の悪臭規制について
- ・悪臭発生の未然防止対策および脱・防臭技術について

申込み

9月6日(水)までに住民福祉課保健衛生係へ
☎62-1230 内線106

人事異動

8月1日付
▽住民福祉課
大沢香織(新採用)